

農工商等連携促進法が支援する二つの事業スキーム

基本方針

主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣等）が、

農工商等連携事業・支援事業の認定基準等を策定

申請

認定

申請

認定

農工商等連携事業計画

目的: 中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善

中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

支援措置

- 新商品開発等に対する補助
- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設（7%の税額控除又は30%の特別償却）

農工商等連携支援事業計画

目的: 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農工商等連携事業に関する指導、助言、その他の中小企業者と農林漁業者との有機的連携の支援

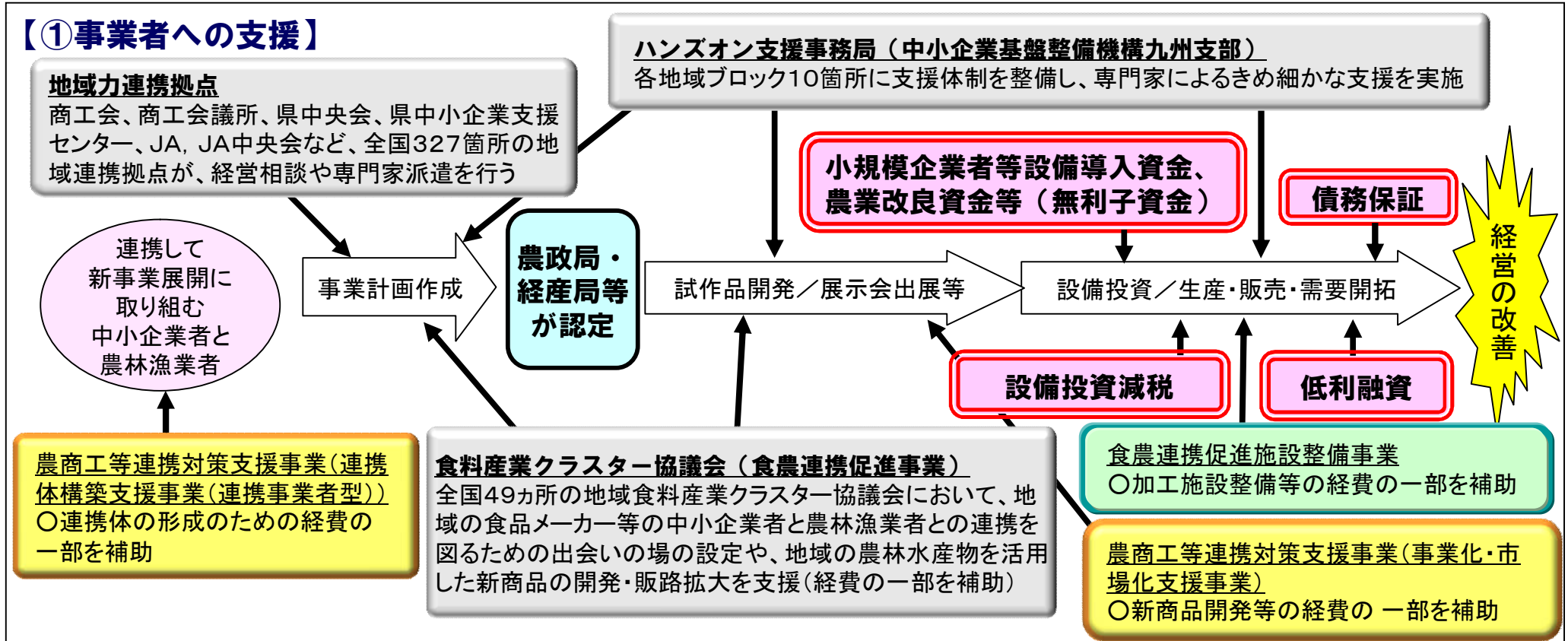
一定の要件を満たす公益法人又はNPOが、農工商連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成

支援措置

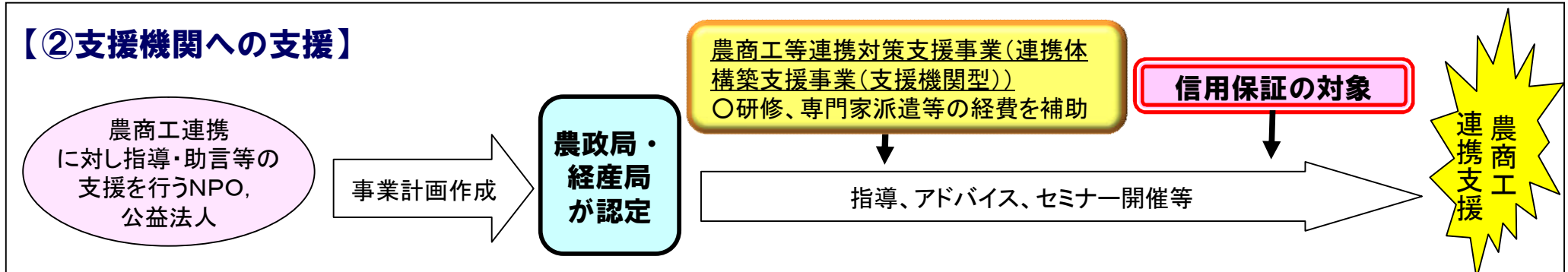
- 研修・専門家派遣等に対する補助
- 中小企業信用保険法の特例（事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。）

農商工等連携促進法における支援の流れ

【①事業者への支援】



【②支援機関への支援】



(注) 部分は法律認定による支援